

令和7年度 鹿児島県スポーツイベント等開催支援事業 募 集 要 項

1 趣旨

鹿児島県のスポーツツーリズムの推進やスポーツ振興を図るため、持続可能な交流人口の拡大や地域活性化に資する継続的なスポーツイベント等を広く募集します。

2 補助対象区分・要件

交流人口の拡大や地域活性化に資するスポーツイベント等へ補助金の交付を行います。

区 分	要 件
スポーツイベント等A	①, ②のいずれかの要件を満たすもの ① 観客動員数（参加者含む） 1,000人以上 ② 延べ宿泊数 100泊以上
スポーツイベント等B	①, ②のいずれかの要件を満たすもの ① 観客動員数（参加者含む） 2,500人以上 ② 延べ宿泊数 250泊以上
スポーツイベント等C	①, ②のいずれかの要件を満たすもの ① 観客動員数（参加者含む） 5,000人以上 ② 延べ宿泊数 500泊以上

※ 当該事業の趣旨に沿った地域活性化の取組例

- ・地域の食や観光をPRするブースを設置
- ・特産品や地域の食材を使用した弁当の販売
- ・県の食材を使用したアスリートメニューの紹介 など

<注意事項>

- 次の事業は、鹿児島県スポーツイベント等開催支援事業の対象としません。
 - ① 宗教的、政治的、商業的宣伝意図のあるもの
 - ② 営利、政治的、チャリティを主たる目的とするもの
 - ③ 暴力団及びこれに準ずる団体に関わっていると認められるもの
 - ④ 入場料又はこれに類する料金を徴収しているスポーツイベント等
 - ⑤ 県外の団体又は個人が参加しないスポーツイベント等
 - ⑥ 国・地方公共団体のプロジェクトで行われるもの（国体・インターハイ等）
 - ⑦ 持ち回り開催のもので、開催地の順序があらかじめ定められているもの
- 同年に「スポーツイベント等A」「スポーツイベント等B」「スポーツイベント等C」へ重複して応募することはできません。
- スポーツイベント等を開催した結果、要件を満たさなかった場合は、区分の変更や補助対象外となる場合があります。
- 地震・風水害・荒天・事件・事故・疾病等、主催者の責によらない事由でスポーツイベント等が中止となった場合の経費に対する補助については、参加料の取扱いや収支状況等を踏まえ、県・補助対象者の両者により協議して決めることとします。

3 応募できる団体

補助の対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす団体又は知事が本県のスポーツツーリズムの推進等に寄与すると特に認める団体です。

- (1) 県内に主たる事務所又は活動の拠点を有する団体であること。(例) NPO 法人、企業、任意団体等
- (2) 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。
- (3) 明確な会計経理を実施していること、又は実施できると認められること。
- (4) 当該年度内に事業が完遂できると認められること。
- (5) 県税に未納がないこと。

<注意事項>

- (1) 国や地方公共団体は対象外です。
- (2) 応募事業の実施内容が、県又は各市町村の指定管理業務等の委託内容に含まれている場合は、県又は各市町村等が行う事業と同等とみなし、対象外です。
ただし、地方公共団体や関係団体、民間企業が一体となって組織された「スポーツコミッション」等の団体は対象とします。
- (3) 複数の団体が実行委員会をつくり、申し込むことも可能です。
- (4) 中核団体（中心になって活動する団体）でなければ市町村もメンバーに入ることは可能です。

4 補助額

補助額は、以下の区分により予算の範囲内で決定します。ただし申請額より減額される場合があります。

※ 各区分とも千円未満の端数は切捨て

区 分	補助額	補 助 上 限 額
スポーツイベント等 A	補助対象経費の 2 分の 1 以内の額	3 0 万円
スポーツイベント等 B	補助対象経費の 2 分の 1 以内の額	5 0 万円
スポーツイベント等 C	補助対象経費の 2 分の 1 以内の額	1 0 0 万円

5 補助対象となる経費

事業を実施するために直接必要となる経費

項 目	内 容
人 件 費	運営員などの賃金
報 償 費	講師謝金等
旅 費	運営員などの交通費、宿泊費等（選手やチームスタッフ等の旅費は不可）
需 用 費	事務用品、印刷製本費等
役 務 費	広告費、通信運搬費、手数料、保険料等
委 託 料	設営委託、音響委託、警備委託等
使用料・賃借料	会場使用料、会場付帯設備費、バス借上料等
そ の 他	その他知事が特に必要と認める経費

※ 領収書、明細書等が明らかなでないものについては経費として認められません。

<注意事項>

次の経費は対象としません。

- (1) 務運営管理に関する経費
事務所運営に係る光熱水費、電話代、交際費、維持人件費など
- (2) 社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費
交際費・接待費、レセプション・打ち上げ等のパーティー経費など

(3) その他の経費

記念品代（※）、個人への支給品代、出演者への花束代、主催者が管理する会場や道具類の使用料またはそれに類する経費、航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金）など

（※）記念品代については、地域のPRに資すると判断される場合は補助対象となる場合があります。

（※）弁当・飲み物代は、原則、補助対象外です。

(4) これらの経費の取扱い、補助対象者が第三者に業務委託をした場合についても同様です。

(5) 補助対象経費に該当するか判断に迷う場合は、担当課（スポーツ振興課スポーツ企画係）までお問い合わせください。

6 補助対象となる期間

補助金の交付決定日から令和8年2月28日まで

※ 令和8年2月28日までに事業を完遂する必要があります。

7 応募期間と応募方法

(1) 応募期間

令和7年5月15日（木）～6月13日（金）午後5時必着

補助対象期間は、補助金の交付決定日から令和8年2月28日（土）までとなります。対象期間に該当するイベント開催を予定されている場合は、必ず応募期間内に御応募をお願いします。

※応募期間を過ぎての御応募は、審査、選考対象外となります。

(2) 応募方法

電子メールまたは郵送にて、御提出ください。※当日消印有効

(3) 応募書類

① 鹿児島県スポーツイベント等開催支援事業応募書（第1号様式）

② 事業計画書（第1号様式別紙1）

※内容欄に下記の事項も記入すること

- ・事業の新規性、持続可能な交流人口の拡大や地域活性化に資すること
- ・イベントが何年目の開催になるか。

③ 収支予算書（第1号様式別紙2）

④ 添付書類

- ・団体の定款・規約（A4版とします。書式は自由です。）
- ・県税について未納がないことの証明

応募日より3か月以内に最寄りの地域振興局・支庁の県税担当課が発行した納税証明書を提出してください。入手方法は以下URLから参照してください。

<http://www.pref.kagoshima.jp/ab07/kurashi-kankyo/zei/info/nouzeisyoumei.html>

- ・これまでの活動内容が分かる書類（実績報告書、パンフレット、チラシ、写真等）
- ・その他、当該イベントの参考となる資料（企画書等）

※ ①から③の様式は、県HPにも掲載していますので御利用ください。

<https://www.pref.kagoshima.jp/ab31/ibento.html>

(4) 応募・提出先

鹿児島県 観光・文化スポーツ部 スポーツ振興課 スポーツ企画係（本庁舎9階）

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

TEL：099-286-3037 E-mail：k-sports@pref.kagoshima.lg.jp

※ 提出していただいた書類はお返しいたしませんので御了承ください。

※ 内容確認のため、電話にてお問い合わせさせていただく場合がございます。

※ 上記①～③の様式は、県HPにも掲載しています。

8 審査・選考方法

県 通常版トップページ > 産業・労働 > 観光・特産品 > 観光かごしま>スポーツ観光王国かごしま > 令和7年度鹿児島県スポーツイベント等開催支援事業募集要項

※ 上記①～③の様式は、県HPにも掲載しています。

応募書類を基に、担当部局による書類審査（応募要件や必要書類の確認等）を行い、補助金交付団体を決定いたします。

9 審査基準

(1) 有効性

- ・ 事業の目的が明確で、スポーツツーリズムの推進やスポーツの振興に資するスポーツイベント等であるか。
- ・ 参加者や観客に広く本県の魅力のPRが見込める内容となっているか。
- ・ 事業効果を高めるために、新たな取り組みや独自の工夫がされ、今後の拡大発展が見込める内容となっているか。
- ・ 地元事業者や観光事業者との連携など地域の活性化に寄与するものであるか。
- ・ 地域における県内への経済波及効果が大きいスポーツイベント等であるか。
- ・ 当補助金以外の財源の確保が、今後の持続的な運営に繋がるよう工夫された内容であるか。

(2) 妥当性

- ・ 十分な実施体制を有しているか。

(3) 公益性

- ・ 受益者が、特定の者に限定されず、広く県民等が参加できるものであるか。

(4) 新規性

- ・ 当該スポーツイベント等が新た（3年以内）に開催するものであるか。

10 選考結果と補助金の交付

(1) 選考結果

選考結果は、応募いただいた全ての団体に対して、文書にてお知らせいたします。

また、補助対象として決定した場合は県のホームページで公表します。

※内示した額から上の区分となることはありません。

(2) 補助金の交付申請

選考の結果、補助対象としてお知らせした団体には、所定の「補助金交付申請書類」を提出していただきます。（「鹿児島県スポーツイベント等開催支援事業補助金交付要綱」（以下「補助金交付要綱」）所定様式。）

(3) 補助金の交付

補助金の交付には、以下①、②の方法があります。

① 精算払：事業完了後に実績報告を受けて精算する方法。

② 概算払：事業前に概算払（5割以内）で支払い、事業完了後、団体からの実績報告を受けて精算する方法。

※ 最終的な額が確定した段階で、領収書等により支払いを確認できなかった場合など補助対象経費が減少したときには、補助金を一部返還していただくことがあります。

※ スポーツイベント等を開催した結果、補助対象要件を満たさなかった場合は、概算払により支払った金額を返還していただくことがあります。

11 報告等について

対象となる事業が完了（イベントに係る全ての精算が完了）してから20日以内又は令和8年3月6日（金）のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。（「補助金交付要綱」所定様式）

- ① 事業実績書（第7号様式別紙1）
- ② 収支決算書（第7号様式別紙2）
- ③ 宿泊数証明書または参加者・観客数証明書（第7号様式別紙3または別紙4）
- ④ 参加者名簿（都道府県名が分かるよう記載してください。）
- ⑤ 対象経費の支出を証する帳簿等（領収書等）の写し
- ⑥ 事業に関連する写真、チラシ・ポスター等の資料等

12 情報公開・情報提供

事業の「公正性」、「透明性」を高めるため、応募状況、選考結果及び補助事業の実施結果等については、随時、県のホームページ等で公開いたします。

また、交付を受けた団体においても、実施した事業（イベント等）について、パンフレットやチラシ、SNSなどにより積極的に公表するようお願いいたします。

13 問合せ先

鹿児島県 観光・文化スポーツ部 スポーツ振興課 スポーツ企画係

TEL : 099-286-3037 FAX : 099-286-5819

E-mail : k-sports@pref.kagoshima.lg.jp

■鹿児島県スポーツ振興課公式Instagram「すぽかご」 @SUPO_KAGO_SPORTS_KAGOSHIMA





スポーツ合宿を鹿児島で!

南北600kmのスポーツアイランド

かごしまスポーツ合宿・キャンプガイド

スポーツ施設・宿泊施設をLINEから簡単検索!
検索結果を反映させた個別の合宿相談にも対応

利用方法は  で友だち追加するだけ!

